

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要 .....	1 ～ 3
2 令和8（2026）年度予算概要 .....	4 ～ 6
3 函館市青年センター条例の一部を改正する条例の骨子 .....	7 ～ 8
4 函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例の骨子 .....	9 ～ 10
5 物品の購入契約について（学校ネットワーク機器一式） .....	11
6 令和8（2026）年度公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 事業計画の報告について .....	12 ～ 23
7 令和8（2026）年度一般財団法人函館市学校給食会 事業計画の報告について .....	24 ～ 25

# 1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計  
[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
指定寄付金	4,000	学力向上非常勤講師配置事業費分	2,000
		いじめ・不登校等対策推進費分	500
		小学校学校保健安全関係経費分	100
		小学校校舎等維持補修費分増	500
		中学校ICT機器等運用経費分	100
		中学校校舎等維持補修費分	500
		図書館管理委託料分増（中央図書館資料整備）	100
		文化芸術活動促進補助金分	200
ふるさと寄付金	200	小学校学校図書館図書等整備費分	100
		スポーツ大会・合宿誘致推進事業費分	100
雑入	15,174	ネーミングライツ収入	15,174
		函館市民会館・函館アリーナ分	11,000
		亀田交流プラザ分	838
		千代台公園野球場分	839
		千代台公園陸上競技場分	729
		函館市民プール分	693
		函館フットボールパーク分	911
		西桔梗野球場分	164

[歳出]

教育費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
教育事務所費	2,140	南茅部地域社会教育施設等運営対策費 (ふるさと文化公園、 南茅部プール、南茅部運動広場、 南茅部スポーツセンター、 南茅部市民庭球場、臼尻スキー場)	
学校管理費 (小学校費)	2,020,829	校舎等整備改修費増 2,020,829 外壁等改修事業費 276,100 暖房設備改修事業費 62,986 冷房設備等整備事業費 1,225,522 屋内運動場照明設備改修事業費増 15,583 調理場設備改修事業費減 △2,762 トイレ改修事業費 443,400	(国)公立学校建物大規模改造事業費補助金 411,922 (地方債)小中学校校舎等改修事業債 1,608,800
教育振興費 (小学校費)	△6,840	就学扶助費減 △6,840	(国)修学旅行扶助費補助金 △60 (国)特別支援教育就学扶助費補助金 486 (道)被災児童生徒就学支援等臨時特例補助金 △53

(単位：千円)

科 目	補正額	説 明	特 定 財 源
学校管理費 (中学校費)	6,790	校舎等整備改修費増 6,790 外壁等改修事業費減 △2,490 屋内運動場照明設備改修事業費増 9,280	(国)公立学校建物大規模改造事業費補助金 22,730 (地方債)小中学校校舎等改修事業債 △16,000
教育振興費 (中学校費)	△9,995	就学扶助費減 △9,995	(国)修学旅行扶助費補助金 △512 (国)特別支援教育就学扶助費補助金 △1,094 (道)被災児童生徒就学支援等臨時特例補助金 63
社会教育総務費	14,062	社会教育施設等運営対策費 11,984 (北方民族資料館、文学館、北洋資料館、 芸術ホール、青年センター) 図書館管理費 2,078 図書館運営対策費 2,078	
博物館費	320	博物館郷土資料館運営対策費 320	
文化財保護費	△13,587	重要文化財旧函館区公会堂運営対策費 613 重要文化財遺愛学院(旧遺愛女学校) 本館等保存修理事業費補助金減 △2,700 重要文化財大谷派本願寺函館別院 保存修理事業費補助金減 △11,500	(道)文化財整備費補助金 △28,400
保健体育総務費	△5,887	運動・スポーツ習慣化促進事業費減 △9,395 スポーツ合宿誘致補助金増 3,508	(国)運動・スポーツ習慣化促進事業費補助金 △10,000 (その他)ふるさと寄付金 500
体育施設費	9,020	体育施設運営対策費 9,020 (千代台公園野球場、 千代台公園陸上競技場、 千代台公園庭球場、 千代台公園、市民プール、 千代台公園弓道場)	

[繰越明許費]

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	外壁等改修事業	276,100
10 教育費	2 小学校費	暖房設備改修事業	62,986
10 教育費	2 小学校費	冷房設備等整備事業	1,225,522
10 教育費	2 小学校費	屋内運動場照明設備改修事業	76,483
10 教育費	2 小学校費	トイレ改修事業	443,400
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場照明設備改修事業	44,880

[繰越明許費]

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
10 教育費	6 社会教育費	特別史跡五稜郭跡環境整備事業	53,770	57,100

[債務負担行為]

変更

(単位：千円)

事項	補正前	補正後
	限度額	限度額
学校給食調理業務委託料 ( 港 小 学 校 )	33,911	30,360
学校給食配送業務委託料 ( 港 小 学 校 )	4,910	4,869
校内LAN整備事業費	504,691	302,027
南茅部地域通学バス運行業務委託料	71,500	71,499
函館フットボールパーク改修事業費	340,000	330,000

## 2 令和8（2026）年度予算概要

一般会計

[歳出]

教育費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
特別支援教育推進事業費	7,054	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に関し、各学校の支援体制や指導方法などへの助言等を行う特別支援教育巡回指導員を南北海道教育センターに配置	
特別支援教育支援員関係経費	97,937	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や生活を支援するため、小・中学校等に特別支援教育支援員を配置	
学力向上非常勤講師配置事業費	13,060	小学校における算数科・理科・英語科の専科指導や、中学校における免許外教科指導の改善を図るための非常勤講師を配置	
学級運営改善非常勤講師配置事業費	6,193	円滑な学級運営を行うことが困難となっている小学校での日常的な学習指導や生徒指導を補助する非常勤講師を配置	
いじめ・不登校等対策推進費	4,430	児童生徒や保護者に関し、いじめ問題や教育相談に対応するため、こころの相談員を配置	
小学校スクールカウンセラー関係経費	7,437	悩みを抱える児童・保護者等のカウンセリングを行うため、公認心理師等を派遣	
不登校生徒支援非常勤講師配置事業費	10,616	不登校生徒の学習機会の確保のため、学校内のサポートルームに非常勤講師を配置	
校内LAN整備事業費	305,162	児童生徒の教育環境の充実を図るため、小・中・高等学校の校内ネットワークを更新	(地方債)校内LAN整備事業債 302,000
公立学校情報機器整備事業費	715,831	児童生徒の教育環境の充実を図るため、小・中学校の1人1台端末を更新	(道)公立学校情報機器整備事業費補助金 452,063 (地方債)公立学校情報機器整備事業債 263,700
学校ICT支援業務委託料(債務負担行為分)	29,257	小・中学校における教育活動の質を向上させるため、授業等へのICT活用を支援	
郷土学習推進費	3,343	市立小学校の児童が、縄文遺跡群等を見学する「縄文に触れる学習」を実施	
特別史跡五稜郭跡環境整備事業費	29,410	保存活用計画策定および石垣定点調査ほか	(国)文化財整備費補助金 14,705 (地方債)文化財整備事業債 12,000

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
縄文遺跡群 世界遺産保存活用 ・普及啓発経費	1,593	南茅部地域が候補地となった世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の拠点施設に係る北海道との協議を行うほか、はこだて縄文まつりの一部経費負担ほか	
縄文世界遺産登録 5周年記念事業費	1,000	世界遺産登録から5周年の記念にあたり、世界遺産本部や北海道などの関係機関と連携したイベントを実施するほか、記念講演会を開催	(その他)指定寄付金 500
文化財建造物 保存修理事業費 補助金	142,936	国指定重要文化財の民間所有者が、国の補助事業を活用して行う保存修理事業の経費に対する補助 重要文化財遺愛学院 (旧遺愛女学校)本館等 49,711 重要文化財大谷派本願寺函館別院 93,225	(道)文化財整備費補助 金 95,200
Jリーグキャンプ ・大会活動費	15,844	Jリーグチーム「RB大宮アルディージャ」の夏季キャンプやサッカーイベントの開催を支援	
函館マラソン大会 開催負担金	54,400	開催日：6月28日(日) 定員：フル4,000人程度、 ハーフ4,500人程度	
学校等給食食材 購入費支援補助金	100,628	物価高騰の影響を受けている給食費の保護者負担を軽減するため、中学校および幼稚園の給食食材購入費を助成	
学校給食費 負担軽減補助金	440,047	小学校給食費の保護者負担の軽減を図るため、国基準に基づき支援	(道)(仮称)学校給食 費軽減交付金 438,895
スケートボード エリア管理 運営経費	2,000	スケートボードなどを楽しむ機会創出のため、緑の島にスケートボードエリアを暫定設置	
函館フットボール パーク改修事業費	330,000	天然芝グラウンド1面(Aコート)の改修	(地方債)函館フットボ ールパーク改修事業債 304,000 (その他)スポーツ振興 くじ助成金 20,000 (その他)その他の雑入 6,000

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
北方民族資料館管理委託料	令和9(2027)年度から 令和13(2031)年度まで	308,135
文学館管理委託料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	166,401
青年センター管理委託料	令和9(2027)年度から 令和13(2031)年度まで	247,635
千代台公園弓道場管理委託料	令和9(2027)年度から 令和13(2031)年度まで	33,960
北洋資料館・芸術ホール管理委託料	令和9(2027)年度	1,824
公民館管理委託料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	1,640
函館市民会館・函館アリーナ管理委託料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	13,823
亀田交流プラザ管理委託料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	11,721
博物館郷土資料館管理委託料	令和9(2027)年度	210
縄文文化交流センター等管理委託料 ( 縄文文化交流センター 大船遺跡縄文広場 垣ノ島遺跡縄文広場 )	令和9(2027)年度	2,283
千代台公園等管理委託料 ( 千代台公園 千代台公園野球場 千代台公園陸上競技場 千代台公園庭球場 市民プール )	令和9(2027)年度	2,398
西桔梗野球場管理委託料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	940

### 3 函館市青年センター条例の一部を改正する条例の骨子

#### (1) 改正理由

新たに設置する第3クラブ室を利用する者から使用料を徴収することとし、および備付物件のレコードプレーヤーを廃止するため

#### (2) 条例改正の内容

別紙新旧対照表のとおり。

#### (3) 施行期日

令和9年4月1日

ただし、別表2の表の改正規定は、公布の日から施行する。

## 函館市青年センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																																				
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 青年センターの利用者の範囲は、市に在住又は在勤する勤労青少年とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者は利用することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 第4条第1項に規定する者が青年センターを利用する場合の使用料は、無料とする。</p> <p>2 第4条第2項に規定する者が青年センターを利用する場合は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 15%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 15%;">午後5時から午後10時まで</th> <th style="width: 45%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2クラブ室</td> <td style="text-align: center;">400円 (70円)</td> <td style="text-align: center;">400円 (70円)</td> <td style="text-align: center;">500円 (80円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備 考</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1 暖房を使用したときは、( )内の額をその上段の額に加算した額を徴収する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 備付物件使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 15%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 15%;">午後5時から午後10時まで</th> <th style="width: 45%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡声装置(一式)</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td>マイクロホンおよびレコードプレーヤーを含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要					(略)	第2クラブ室	400円 (70円)	400円 (70円)	500円 (80円)		(新設)					備 考					1 暖房を使用したときは、( )内の額をその上段の額に加算した額を徴収する。					2 (略)					区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要	拡声装置(一式)	1,000円	1,000円	1,000円	マイクロホンおよびレコードプレーヤーを含む。	(略)					<p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 15%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 15%;">午後5時から午後10時まで</th> <th style="width: 45%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2クラブ室</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3クラブ室</td> <td style="text-align: center;">280円 (50円)</td> <td style="text-align: center;">280円 (50円)</td> <td style="text-align: center;">350円 (60円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備 考</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 備付物件使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">午前9時から午後1時まで</th> <th style="width: 15%;">午後1時から午後5時まで</th> <th style="width: 15%;">午後5時から午後10時まで</th> <th style="width: 45%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡声装置(一式)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td>マイクロホンを含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要					(略)	第2クラブ室	(略)				第3クラブ室	280円 (50円)	280円 (50円)	350円 (60円)		備 考					1 (略)					2 (略)					区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要	拡声装置(一式)	(略)			マイクロホンを含む。	(略)				
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要																																																																																																	
				(略)																																																																																																	
第2クラブ室	400円 (70円)	400円 (70円)	500円 (80円)																																																																																																		
(新設)																																																																																																					
備 考																																																																																																					
1 暖房を使用したときは、( )内の額をその上段の額に加算した額を徴収する。																																																																																																					
2 (略)																																																																																																					
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要																																																																																																	
拡声装置(一式)	1,000円	1,000円	1,000円	マイクロホンおよびレコードプレーヤーを含む。																																																																																																	
(略)																																																																																																					
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要																																																																																																	
				(略)																																																																																																	
第2クラブ室	(略)																																																																																																				
第3クラブ室	280円 (50円)	280円 (50円)	350円 (60円)																																																																																																		
備 考																																																																																																					
1 (略)																																																																																																					
2 (略)																																																																																																					
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	摘要																																																																																																	
拡声装置(一式)	(略)			マイクロホンを含む。																																																																																																	
(略)																																																																																																					

#### 4 函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

芸術ホールの駐車場について、施設使用者以外の者の使用料を改定するため

(2) 条例改正の内容

別紙新旧対照表のとおり。

(3) 施行期日

令和9年4月1日

## 函館市芸術ホール条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>(駐車場使用料)</p> <p>第7条 芸術ホールの駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。</p> <p>3 駐車場使用料の徴収方法その他必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用者の区分</th> <th style="width: 15%;">自動車の種別</th> <th style="width: 70%;">駐車場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設使用者</td> <td>普通自動車 小型自動車 軽自動車</td> <td>2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円</td> </tr> <tr> <td>施設使用者以外の者</td> <td>普通自動車 小型自動車 軽自動車</td> <td>1時間までは、<u>200円</u>とし、<u>1時間を超えた後30分までごとに100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 施設使用者とは、芸術ホールの使用者および使用者の使用に係る施設に入場した者ならびに函館市北洋資料館および北海道立函館美術館に入館した者をいう。</p> <p>2～5 (略)</p>	使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料	施設使用者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円	施設使用者以外の者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1時間までは、 <u>200円</u> とし、 <u>1時間を超えた後30分までごとに100円</u>	<p>(駐車場使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用者の区分</th> <th style="width: 15%;">自動車の種別</th> <th style="width: 70%;">駐車場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設使用者以外の者</td> <td>普通自動車 小型自動車 軽自動車</td> <td>1時間までは、<u>300円</u>とし、<u>1時間を超えた後30分までごとに150円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料	(略)	(略)	(略)	施設使用者以外の者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1時間までは、 <u>300円</u> とし、 <u>1時間を超えた後30分までごとに150円</u>
使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料																	
施設使用者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円																	
施設使用者以外の者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1時間までは、 <u>200円</u> とし、 <u>1時間を超えた後30分までごとに100円</u>																	
使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料																	
(略)	(略)	(略)																	
施設使用者以外の者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1時間までは、 <u>300円</u> とし、 <u>1時間を超えた後30分までごとに150円</u>																	

## 5 物品の購入契約について

(1) 物品名 学校ネットワーク機器一式

(2) 契約金額 302,027,000円

(3) 供給者 函館市末広町22番1号  
株式会社エスイーシー

(4) 納入期限 令和9年(2027年)3月31日

(5) 入札結果

令和8年(2026年)1月27日執行

入札業者	入札金額	備考
株式会社エスイーシー	円 274,570,000	落札
株式会社近藤商会	413,545,000	
函館インフォメーション・ネットワーク株式会社	辞退	
株式会社Flair Consulting	369,637,000	
ファーストクラウド株式会社	315,870,000	
株式会社メデック	457,000,000	

(注) 入札金額は、消費税および地方消費税を含まず。

6 令和8（2026）年度公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団事業計画の報告について

(1) 事業計画

【公益目的事業】

ア 公益目的事業1 文化の振興に関する事業

(ア) 文化振興事業

a 文化芸術の振興に関する事業

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
a) 鑑賞型事業	①市民会館主管事業		
	TUBE 40th. Anniversary Tour TUBE LIVE AROUND 2025-2026 Keep On Sailin' 函館公演	1,370	5月
	aiko Live Tour 「Love Like Pop vol. 25」 函館公演	1,370	5月
	ざいだんアフタヌーンステージ2026 (3回)	各100	5月～12月
	三浦一馬キンテート五重奏団 (仮)	1,370	8月
	清塚信也 with N響メンバー (仮)	1,370	9月
	劇団四季ミュージカル「コーラスライン」 函館公演	1,370	10月
	アンパンマンミュージカル (仮)	2,740	11月
	K-BALLET TOKYO 函館公演 (仮)	1,370	12月
	市川團十郎公演 (仮)	1,370	3月
	ざいだん出前コンサート(3回)	未定	未定
	「みんなの市民会館」事業	未定	未定
	②芸術ホール主管事業		
	芸術ホールキッズ・フェスティバル2026	300	5月
	避難訓練コンサート	200	6月
	リサイタル・シリーズ		
	辻井伸行ピアノ・リサイタル	650	6月
	千住真理子ヴァイオリン・リサイタル	400	10月
	東儀秀樹スペシャル・コンサート	400	11月
	2027スプリング・コンサート	220	3月
	③公民館主管事業		
	丘の上の芸術祭	280	10月
b) 参加創造型事業	①市民会館主管事業		
	函館市民文化祭		
	舞台部門	1,370	11月

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	展示部門 「はこだてアートフェスティバル2026」	—	11月
	②芸術ホール主管事業 函館市民文化祭		
	展示部門「清秋・函館市文団協芸術展」	—	10月～11月
	ぶんだん秋の庵	—	10月～11月
	舞台部門「華麗・錦秋の舞台」	400	11月
c) 育成学習型事業	①市民会館主管事業 函館ジュニア・ドリーム・オーケストラ 育成事業	30	4月～ 3月
	第27回定期演奏会	300	9月
	ざいだん「邦楽こども教室」(2教室)	29	6月～ 2月
	市民会館スタッフになろう！コンシェルジュ体験	50	未定
	②芸術ホール主管事業 バックステージツアー(2回)	350	5月・未定
	演劇ワークショップ	未定	未定
	③公民館主管事業 函館市公民館講座		
	成人対象講座(10講座)	94	4月～ 3月
	親子対象講座(2講座)	20	4月～ 3月
	子ども対象講座(4講座)	30	4月～ 3月
	リーダーバンク登録者による体験講座(10講座)	91	4月～ 3月
	函館市シニア大学青柳校	140	5月～12月
	④亀田交流プラザ財団担当事業 函館市シニア大学亀田校	180	5月～ 3月
d) 奨励型事業	①市民会館主管事業 ざいだんアートマルシェ	60	1月
	スタインウェイを弾いてみよう！	15	3月
	②芸術ホール主管事業 五稜郭アーティスト事業登録公演(3回)	各200	6月～ 3月
	令和8年度函館新人演奏会～音楽の新しい風～	150	7月
	HAKODATE WINTER JAZZ FESTIVAL	400	12月
	ピアノコンサート・フォー・ユー	200	1月
	市民美術展「はこだて・冬・アート展」		
	市民美術展 第27回「はこだて・冬・アート展」	—	2月

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	特別公開講座	未定	2月
	③公民館主管事業		
	生涯学習リーダーバンク登録事業	—	4月～ 3月
	公民館講座受講生作品展	—	1月
	公民館コンサート	280	3月
e) 共催事業	①市民舞台芸術奨励事業委員会認定事業		
	認定公演	—	4月～ 3月
	②その他共催事業		
	第35回道南口説節全国大会	500	7月
	第36回函館市青少年芸術教育奨励事業	—	8月・10月
	‘27ぶんだん・ジョイント	—	1月～ 2月
	第44回公演「初春巴港賑」	1,370	2月

b 文化遺産・文化資料の展示、保存活用に関する事業

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
a) 鑑賞型事業	①文学館主管事業		
	石川啄木直筆資料展 特別展	—	4月～10月
	企画展	—	9月～11月
b) 育成学習型事業	①北洋資料館主管事業		
	親子体験教室「貝殻でつくろう」	30	7月
	親子体験教室	30	1月
	②北方民族資料館主管事業		
	体験学習講座		
	「ムックリ製作・演奏体験」	—	4月～ 3月
	「北方民族文様の切り紙細工体験」	—	4月～ 3月
	北方民族資料館講座		
	「北方民族資料館ツアー・マンスリー」	各10	4月～10月
	「アイヌ文様刺しゅう教室」(2教室)	各20	5月
	「アイヌクラフト」～木彫り編	20	6月
	「アイヌクラフト」～エムシアツ編	12	9月
	「アイヌ文様木彫り教室」	20	10月
	夏休み自由研究「親子で、北方民族文様の切り紙細工をしよう」	20	7月
	特別企画		
	旧日本銀行函館支店築100周年記念講演 「100年の歩み」(仮)	40	8月

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	文化の日企画 「函館市北方民族資料館ツアー」	20	11月
	冬休み自由研究 「親子でムックリをつくろう」	20	12月
	ミュージアム・トーク 「アイヌ語と北海道地名」(仮)	40	2月
	③文学館主管事業		
	文学の道しるべ(2回)	各30	5月・11月
	石川啄木講座	30	6月
	デジタル紙芝居上映とラウンジ演奏会	30	7月
	啄木ゆかりの地子ども交流事業 「函館・盛岡交流啄木かるた大会」	33	7月・2月
	文学館講演会	80	8月
	文学のひととき(2回)	各30	10月・3月
	冬休み企画「ラウンジ読み聞かせ会」	20	1月
c) 奨励型事業	①北洋資料館主管事業 第31回函館の「海と港」児童絵画展	300	7月

(イ) 広報事業

文化振興事業および施設管理運営事業に関する情報提供および文化に関わる情報の収集と発信

(ウ) 施設管理運営事業

函館市から指定管理者の指定を受け実施する下記の施設の管理運営業務

- a 函館市民会館
- b 函館市芸術ホール
- c 函館市北洋資料館
- d 函館市北方民族資料館
- e 函館市文学館
- f 函館市公民館

イ 公益目的事業2 スポーツの振興に関する事業

(ア) スポーツ振興事業

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
a) 鑑賞型事業	①函館アリーナ主管事業 バレーボールリーグ公式戦		

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	ヴォレアス北海道戦	2,000	未定
	北海道イエロースターズ戦	2,000	未定
b) 参加型事業	①函館アリーナ主管事業 市民体カテスト会	50	5月
	スポーツの日無料開放事業	—	10月
	ふわふわアドベンチャーツアー in 函館アリーナ	4,000	10月～11月
	②市民プール主管事業 市民プール活性事業 わくわくレッスン～子どもたちの第一歩を 応援するプログラム～	34	6月～7月
	第35回市民プールまつり	500	9月
	スポーツの日無料開放事業	—	10月
	第28回市民水泳記録会	200	11月
	③屋外スポーツ施設管理事務所主管事業 グリーンパークみんなであそぼ!	—	7月～8月
	スポーツの日無料開放事業	—	10月
	第18回オーシャンスタジアム杯少年野球大会	160	10月
	ざいだんモルック大会	—	未定
c) 学習型事業	①函館アリーナ主管事業 スポーツ教室 (6教室)	380	4月～12月
	トップアスリートによる競技力向上スポーツ 教室	未定	未定
	健康体操系研修会	未定	未定
	②函館アリーナコナミ担当事業 スポーツ教室 (12教室)	—	4月～ 3月
	③市民プール主管事業 水泳教室 (17教室)	2,280	4月～ 3月
	ワンポイントレッスン (2コース)	550	4月～ 3月
	着衣水泳体験研修会	60	2月～3月
	④屋外スポーツ施設管理事務所主管事業 千代台公園みどりのリサイクル	—	5月
	テニス教室 (4教室)	140	5月～10月
d) 養成型事業	①函館アリーナ主管事業 函館市地域スポーツ指導員研修会	未定	未定
e) 共催事業	①その他共催事業 親と子のスポーツ体験	120	11月

事業名	事業内容	予定人員(人)	予定期間
	函館市民スポーツフェスティバル 「綱引き大会」	500	12月

(イ) 広報事業

スポーツ振興事業および施設管理運営事業に関する情報提供およびスポーツに関わる情報の収集と発信

(ウ) 施設管理運営事業

函館市から指定管理者の指定を受け実施する下記の施設の管理運営業務

- a 函館アリーナ
- b 函館市民プール

【収益事業等】

ア 収益事業

(ア) 施設利用者への附帯サービス事業

- a 各施設を利用する主催者から受託したチケット等の受託販売
- b 公益目的事業に関連した物品販売, レンタル
- c 利用者の便に供するための施設内への飲料水等の自動販売機設置

イ その他事業

(ア) 文化・スポーツ施設等の管理運営事業

函館市から指定管理者の指定を受け実施する下記の施設の管理運営業務

- a 千代台公園陸上競技場
- b 千代台公園野球場
- c 千代台公園庭球場
- d 千代台公園
- e 函館市民会館, 函館市芸術ホール, 函館市公民館および函館アリーナの文化・スポーツ振興目的外使用に係る管理運営業務

## (2) 収支予算書

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
ア 基本財産運用益	73	6	67	
基本財産受取利息	73	6	67	
イ 特定資産運用益	54	4	50	
特定資産受取利息	54	4	50	
ウ 受取会費	2,350	1,788	562	
受取会費	2,350	1,788	562	
エ 事業収益	1,339,911	1,434,955	△ 95,044	
自主事業収益	40,855	57,035	△ 16,180	
受託事業収益	0	6,704	△ 6,704	
施設管理事業収益	1,287,344	1,361,089	△ 73,745	
収益事業収益	11,712	10,127	1,585	
オ 受取補助金等	1,600	300	1,300	
受取民間助成金	1,600	300	1,300	
カ 雑収益	1,518	3,664	△ 2,146	
雑収益	1,518	3,664	△ 2,146	
経常収益 計	(A) 1,345,506	1,440,717	△ 95,211	
(2) 経常費用				
ア 事業費	1,299,459	1,401,940	△ 102,481	
給料	213,416	218,728	△ 5,312	
諸手当	108,161	109,201	△ 1,040	
臨時雇賃金	48,606	50,894	△ 2,288	
福利厚生費	68,009	68,889	△ 880	
仕入費	6,397	5,188	1,209	
会議費	172	201	△ 29	
旅費交通費	2,124	2,289	△ 165	
通信運搬費	4,609	4,630	△ 21	
消耗什器備品費	100	486	△ 386	
消耗品費	20,109	25,757	△ 5,648	
修繕費	11,500	13,375	△ 1,875	
印刷製本費	9,768	9,258	510	
燃料費	46,271	49,563	△ 3,292	
光熱水料費	169,726	212,810	△ 43,084	
手数料	11,694	13,009	△ 1,315	
賃借料	32,516	37,872	△ 5,356	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
原材料費	3,063	3,235	△ 172	
保険料	1,128	1,475	△ 347	
諸謝金	16,365	16,403	△ 38	
租税公課	43,859	48,141	△ 4,282	
支払負担金	4,263	1,646	2,617	
委託費	474,743	505,937	△ 31,194	
広告宣伝費	2,860	2,953	△ 93	
イ 管理費	53,266	37,741	15,525	
給料	24,012	14,637	9,375	
諸手当	12,131	9,537	2,594	
臨時雇賃金	2,457	2,407	50	
福利厚生費	7,338	5,065	2,273	
交際費	17	17	0	
旅費交通費	585	561	24	
通信運搬費	742	738	4	
消耗什器備品費	50	0	50	
消耗品費	501	498	3	
印刷製本費	20	20	0	
燃料費	213	213	0	
光熱水料費	267	187	80	
手数料	822	298	524	
賃借料	3,195	2,252	943	
保険料	210	225	△ 15	
租税公課	90	89	1	
支払負担金	130	148	△ 18	
委託費	330	715	△ 385	
広告宣伝費	66	44	22	
支払利息	90	90	0	
経常費用 計 (B)	1,352,725	1,439,681	△ 86,956	
当期経常増減額 (C)=(A)-(B)	△ 7,219	1,036	△ 8,255	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
ア 経常外収益				
経常外収益 計 (D)	0	0	0	
(2) 経常外費用				
ア 経常外費用				
経常外費用 計 (E)	0	0	0	
当期経常外増減額 (F)=(D)-(E)	0	0	0	
他会計振替額 (G)				
税引前当期一般正味財産増減額 (H)=(C)+(F)+(G)	△ 7,219	1,036	△ 8,255	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
法人税 (I)	316	569	△ 253	
当期一般正味財産増減額 (J) = (H) - (I)	△ 7,535	467	△ 8,002	
一般正味財産期首残高 (K)	17,640	17,173	467	
一般正味財産期末残高 (L) = (J) + (K)	10,105	17,640	△ 7,535	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額 (M)	0	0	0	
指定正味財産期首残高 (N)	30,000	30,000	0	
指定正味財産期末残高 (O) = (M) + (N)	30,000	30,000	0	
III 正味財産期末残高 (P) = (L) + (O)	40,105	47,640	△ 7,535	

## (3) 収支予算内訳表

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
ア 基本財産運用益	33		40		73
基本財産受取利息	33		40		73
イ 特定資産運用益	40	14			54
特定資産受取利息	40	14			54
ウ 受取会費	1,175		1,175		2,350
受取会費	1,175		1,175		2,350
エ 事業収益	1,088,517	208,722	42,672		1,339,911
自主事業収益	40,742	113			40,855
施設管理事業収益	1,047,775	196,897	42,672		1,287,344
収益事業収益		11,712			11,712
オ 受取補助金等	1,600				1,600
受取民間助成金	1,600				1,600
カ 雑収益	139	1,379			1,518
雑収益	139	1,379			1,518
経常収益 計	(A) 1,091,504	210,115	43,887	0	1,345,506
(2) 経常費用					
ア 事業費	1,093,720	205,739			1,299,459
給料	176,509	36,907			213,416
諸手当	86,507	21,654			108,161
臨時雇賃金	46,845	1,761			48,606
福利厚生費	56,538	11,471			68,009
仕入費		6,397			6,397
会議費	172				172
旅費交通費	2,039	85			2,124
通信運搬費	3,925	684			4,609
消耗什器備品費	100				100
消耗品費	16,265	3,844			20,109
修繕費	9,174	2,326			11,500
印刷製本費	9,192	576			9,768
燃料費	45,773	498			46,271
光熱水料費	152,662	17,064			169,726
手数料	9,894	1,800			11,694
賃借料	28,975	3,541			32,516
原材料費	420	2,643			3,063
保険料	808	320			1,128

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
諸謝金	16,365				16,365
租税公課	37,526	6,333			43,859
支払負担金	4,069	194			4,263
委託費	387,261	87,482			474,743
広告宣伝費	2,701	159			2,860
イ 管理費			53,266		53,266
給料			24,012		24,012
諸手当			12,131		12,131
臨時雇賃金			2,457		2,457
福利厚生費			7,338		7,338
交際費			17		17
旅費交通費			585		585
通信運搬費			742		742
消耗什器備品費			50		50
消耗品費			501		501
印刷製本費			20		20
燃料費			213		213
光熱水料費			267		267
手数料			822		822
賃借料			3,195		3,195
保険料			210		210
租税公課			90		90
支払負担金			130		130
委託費			330		330
広告宣伝費			66		66
支払利息			90		90
経常費用 計 (B)	1,093,720	205,739	53,266	0	1,352,725
当期経常増減額 (C)=(A)-(B)	△ 2,216	4,376	△ 9,379	0	△ 7,219
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益					
経常外収益 計 (D)	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用					
経常外費用 計 (E)	0	0	0	0	0
当期経常外増減額 (F)=(D)-(E)	0	0	0	0	0
他会計振替額 (G)	2,462	△ 4,252	1,790		0
税引前当期一般正味財産増減額 (H)=(C)+(F)+(G)	246	124	△ 7,589	0	△ 7,219
法人税 (I)		316			316
当期一般正味財産増減額 (J)=(H)-(I)	246	△ 192	△ 7,589	0	△ 7,535
一般正味財産期首残高 (K)	△ 27,195	42,251	2,584	0	17,640
一般正味財産期末残高 (L)=(J)+(K)	△ 26,949	42,059	△ 5,005	0	10,105

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額					
当期指定正味財産増減額 (M)	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高 (N)	12,000		18,000		30,000
指定正味財産期末残高 (O) = (M) + (N)	12,000	0	18,000	0	30,000
Ⅲ 正味財産期末残高 (P) = (L) + (O)	△ 14,949	42,059	12,995	0	40,105

## 7 令和8（2026）年度一般財団法人函館市学校給食会事業計画の報告について

### （1） 事業計画

#### ア 学校給食用物資の安定供給に関する事業

（ア）学校給食用物資の共同購入により，年間を通して良質で安価な学校給食用物資の安定供給を図る。

（イ）函館産農水産物およびその加工品の活用拡大が図られるよう，関係機関と連携・調整する。

#### イ 学校給食用物資の安全確保および衛生管理に関する事業

（ア）安全・安心な学校給食の提供のため，学校給食用物資規格等に基づいた物資納入の確認の徹底を図るほか，必要に応じ納入業者への指導助言を行う。

（イ）学校給食用物資の製造・納入時の衛生管理の徹底を図るため，納入業者を対象とした衛生管理研修会を開催する。

#### ウ 学校給食に関する調査研究

（ア）新たな函館産農水産物の活用に関する調査研究を行う。

（イ）学校給食用物資の価格動向や産地等に係る調査を実施し，教育委員会や学校に情報提供を行う。

## (2) 収支予算書

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 事業収入	640,539	643,450	△ 2,911	
ア 給食物資供給高	640,539	643,450	△ 2,911	
(2) 補助金等収入	20,071	17,650	2,421	
ア 地方公共団体補助金収入	20,071	17,650	2,421	
(3) 雑収入	380	384	△ 4	
ア 雑収入	380	384	△ 4	
事業活動収入計 (A)	660,990	661,484	△ 494	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	660,990	661,484	△ 494	
給料等支出	12,300	11,592	708	
退職給付支出	360	360	0	
法定福利費支出	2,006	1,585	421	
福利厚生費支出	22	22	0	
旅費交通費支出	15	17	△ 2	
会議費支出	140	140	0	
通信運搬費支出	296	306	△ 10	
消耗品費支出	189	205	△ 16	
図書研修費支出	2	2	0	
委託費支出	291	291	0	
給食物資購入支出	640,539	643,450	△ 2,911	
租税公課支出	111	112	△ 1	
負担金支出	3	3	0	
修繕費支出	20	20	0	
手数料支出	113	253	△ 140	
保険料支出	171	171	0	
光熱水費支出	167	155	12	
賃借料支出	4,245	2,800	1,445	
事業活動支出計 (B)	660,990	661,484	△ 494	
事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)	0	0	0	
II 予備費支出 (D)	0	0	0	
当期収支差額 (E)=(C)-(D)	0	0	0	
前期繰越収支差額 (F)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (G)=(E)+(F)	0	0	0	